

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

大船渡市農業協同組合

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

当組合は、以下の要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、当該法人(債務者)の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性について検討し、主たる債務者の意向も踏まえたうえで保証契約締結の要否を判断します。

- (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること。
- (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと。
- (3) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること。
- (4) 法人から適時適切に財務情報等が提供されていること。
- (5) 経営者等から十分な物的担保の提供があること。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得たうえで保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。
また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じて支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力や保証債務の従前の履行状況、主たる債務が不履行に至った経緯等に対する経営者たる保証人の帰責性、経営者たる保証人の経営資質と信頼性、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。